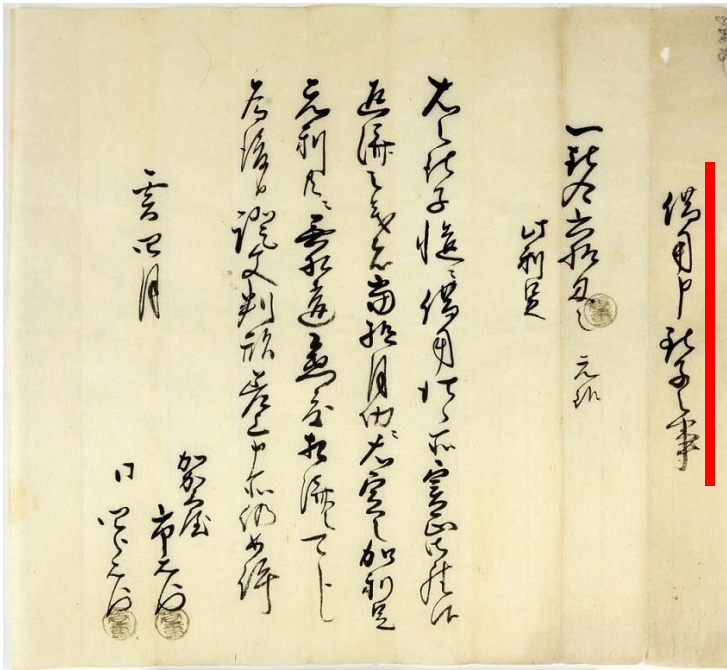


吉野家文書「借用申銀子之事(銀60匁)」 当館蔵 B0030-00919

難易度★☆☆☆

◆今回も、一点の江戸時代の古文書を丸ごと読んでみる課題です。資料はいわゆる典型的な借金の証文ですが、古文書によく使われる文字や江戸時代独特の言い回しがみられます。



**解読のヒント**

この資料は亥年(年代は未詳)四月に加賀屋市右衛門ほか1名が差出人として作成した証文です。宛て名は記されていません。

傍線部の表題は、「○○申△△之事」と書かれています。これは△△を○○ます(します)という意味でしたね。△△は「銀子」と書いてあります。△△と○○の各2文字は本文の1行目にも使われています。

通常、借金の証文は、借りた金額を書くとともに、お金を確かに借りたこと、いつまでに返すなど返済についての約束事が書かれ、これは現代でもほぼ同じです。この資料の場合は、十二月を期限とし、借金を利息(資料では「利足」)も合わせてすべて返済する約束のようです。

資料の本文はほぼ定型文です。本文の文章を多少覚えておけば、江戸時代の証文を読むコツがつかめると思います。



資料の解読文の空欄□に入る文字は何でしょうか。

□□申銀子之事

一 銀合□□匁也 元銀

此利足

□之銀子慥二□□仕候所、実正御座□、

返済之□者、当極月切二□定之加利足

元利□二無相違急度相済し可申候、

為後日証文判形差上□所、仍如件、

亥□月

加賀屋 市右衛門(印)

□ 四郎右衛門(印)

(注) 慥二：「たしかに」と読む。

実正：「じつしょう」と読む。偽りや間違いのないこと。通

常は「実正二」と書くが、「こでは二」は省略されている。

極月切二：「極月(十二月)を期限として」の意味。

無相違：「相違なく」と読む。「間違いない」の意味。

急度：「きつ」と読む。「必ず」の意味。

為後日：「後日のため」と読む。

仍如件：「仍(よつて)件(くだん)の如(ごと)し」と読む。

**お知らせ**

「くずし字入門講座」から少しレベルを上げた「くずし字初級講座」は、10月に開講予定です。